

● 自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律案（自賠責保険制度の見直し）

自賠責保険制度については、規制緩和のための平成12年3月の閣議決定を踏まえ、

1. 政府再保険を廃止する。
2. 保険金の支払い適正化のための代替措置として、保険金支払いに関し、公正な第三者による紛争処理と国による最小限の監督の仕組みを整備。
3. また、自賠責特会の運用益について、ユーザーによる保険料負担の軽減及び被害者救済事業等の安定的な実施という二本柱にバランス良く用いる。

《今後の予定》

平成14年度からの新制度発足を目指して、自賠責制度の改正法案を今期通常国会に提出。

《参考：自賠責保険制度の概要》

- (1) 自動車保有者に自賠責保険の加入を義務付け。
- (2) ①保険会社の支払能力の担保、②保険金の支払い適正化のための事前チェックという2つの目的で、自賠責保険の6割の政府再保険を実施。
- (3) 再保険料の運用果実(運用益)による被害者救済を実施

規制緩和推進3か年計画 (平成12年3月閣議決定)

自動車損害賠償責任保険の政府再保険の廃止については、

- ① 被害者保護の充実
- ② 政府保障事業の維持
- ③ 政府再保険の運用益を活用した事業のうち必要な事業の継続
- ④ 自動車ユーザー等へのメリット
- ⑤ 合理的な範囲内のコストによる制度改正

の5条件の実現の方向を確認した上で行う。

【現在の制度】

